

業態別の準用一覧表

(摘要:○印…銀行規定を準用、●印…協同組織で書き下ろし、×印…準用せず、(協)…協同組織固有の内容)

項 目	準用状況		
	信金	信組	労金
I 基本的考え方			
I-1 金融監督に関する基本的考え方	○	○	○
I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	○	○	○
I-3 監督指針策定の趣旨	○	○	○
II 銀行監督上の評価項目			
II-1 経営管理(ガバナンス)	○	○	○
II-2 財務の健全性等			
II-2-1 自己資本(早期是正措置)	○	○	○
II-2-2 統合的なリスク管理等	○	○	○
II-2-3 収益性	○	○	○
II-2-4 信用リスク	○	○	○
II-2-5 市場リスク	○	○	○
II-2-6 流動性リスク	○	○	○
II-3 業務の適切性			
II-3-1 法令等遵守	○	○	○
II-3-1-1 不祥事件等に対する監督上の対応	○	○	○
II-3-1-2 役員による法令等違反行為への対応	○	○	○
II-3-1-3 組織犯罪等への対応	○	○	○
II-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止	○	○	○
II-3-1-5 資本金の額の増加の届出の手続等	×	×	×
(協) V-1-1 出資増強及び合併における留意点	●	●	●
II-3-1-6 不適切な取引等	○	○	○
II-3-2 利用者保護等			
II-3-2-1 与信取引等(貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引)に関する顧客への説明態勢	○	○	○
II-3-2-2 顧客の誤認防止等	○	○	○
II-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢	○	○	○
II-3-2-4 外部委託	○	○	○
II-3-2-5 預金・リスク商品等の販売・説明態勢	○	○	○
II-3-2-6 相談・苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)	○	○	○
II-3-3 事務リスク	○	○	○
II-3-4 システムリスク			
II-3-4-1 システムリスク	○	○	○
(協) V-1-2 システム障害発生時等における留意点	●	●	●
II-3-4-2 ATMシステムのセキュリティ対策	○	○	○
II-3-4-3 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	○	○	○
II-3-5 インターネットバンキング	○	○	○
II-3-6 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	○※1	○※1	○※1
II-3-7 危機管理体制	○	○	○
II-4 金融仲介機能の発揮	○	○	○
II-5 地域密着型金融の推進	○	○※2	×
II-6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組み	○	○	○
II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点	○	○	○
II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供	○	○	○
II-9 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等	○	○	○
II-10「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等	○	○	○
II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等	○	○	○
II-12 秩序ある処理等の円滑な実施の確保	○	○	○
III 銀行監督に係る事務処理上の留意点			
III-1 一般的な事務処理			
III-1-1 監督事務の流れ			

項 目				準用状況		
				信金	信組	労金
		Ⅲ－１－１－１ 一般的な監督事務の流れ	○	○	○	
		Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	○※3	○※3	○※3	
		(協)Ⅴ－１－４ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	●	●	●	
	Ⅲ－１－２	監督部局間における連携	●	●	●	
	Ⅲ－１－３	検査部局等との連携	○	○	○	
	Ⅲ－１－４	管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任	●	●	×	
	Ⅲ－１－５	個別銀行に関する行政報告等	一部○	一部○	一部○	
	Ⅲ－１－６	災害における金融に関する措置(災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係)	○	○	○	
	Ⅲ－１－７	銀行が提出する申請書等における記載上の留意点	○	○	○	
Ⅲ－２	銀行に関する苦情・情報提供等					
	Ⅲ－２－１	相談・苦情等を受けた場合の対応	○	○	○	
	Ⅲ－２－２	金融サービス利用者相談室との連携				
	Ⅲ－２－３	金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応	○	○	○	
	Ⅲ－２－４	預金口座を利用した架空請求等預金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応	○	○	○	
Ⅲ－３	法令解釈等の照会を受けた場合の対応					
	Ⅲ－３－１	照会を受ける内容の範囲	○	○	○	
	Ⅲ－３－２	照会に対する回答方法	○	○	○	
	Ⅲ－３－３	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	○	○	○	
	Ⅲ－３－４	グレーゾーン解消制度	○	○	○	
Ⅲ－４	銀行法等に係る事務処理					
	Ⅲ－４－１	営業拠点等の取扱い	○	○	○	
	Ⅲ－４－２	「その他付随業務」等の取扱い	○	○	○	
	Ⅲ－４－３	預金等の取扱い	○	○	○	
	Ⅲ－４－４	大口信用供与	○	○	○	
	Ⅲ－４－５	アームズ・レングス・ルール	○	○	○	
	Ⅲ－４－６	自己資本比率の計算	○	○	○	
	Ⅲ－４－７	子会社等	○	○	○	
	Ⅲ－４－８	議決権の取得制限	○	○	○	
	Ⅲ－４－９	情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性	一部○	一部○	一部○	
		Ⅲ－４－９－１ 意義	○	○	○	
		Ⅲ－４－９－２ 財務報告に係る内部統制	●	●	●	
		Ⅲ－４－９－３ 銀行に求められる開示の類型	●	●	●	
		Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項	○	○	○	
		Ⅲ－４－９－５ 主な着眼点	○	○	○	
		Ⅲ－４－９－６ 監督手法・対応	○	○	○	
	Ⅲ－４－１０	合併等	○	○	○	
	Ⅲ－４－１１	銀行持株会社	×	×	×	
	Ⅲ－４－１２	顧客の利益の保護のための体制整備	○	○	○	
	Ⅲ－４－１３	銀行主要株主	×	×	×	
	Ⅲ－４－１４	予備審査	○	○	○	
	Ⅲ－４－１５	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関する銀行の留意事項	○	○	○	
	Ⅲ－４－１６	金融機能強化法に関する留意事項	×	×	×	
	(協)Ⅴ－１－５	金融機能強化法に関する留意事項	●	●	●	
	Ⅲ－５	行政指導等を行う際の留意点等	○	○	○	
	Ⅲ－６	行政処分を行う際の留意点	○	○	○	
Ⅳ	銀行代理業		○※4	○※4	○※4	

※1 「Ⅱ-3-6-2(15) 銀行持ち株会社による統括機能」を除く

※2 業域・職域信組を除く

※3 「Ⅲ-1-1-2(3) 定期的なヒアリング」及び「Ⅲ-1-1-2(4) 個別銀行に関するデータベースの整備」を除く

※4 「Ⅳ-5-2-4 銀行代理業者が所属銀行の親会社又は主要株主である場合の留意点」を除く